

子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援制度（以下、「新制度」といいます。）とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく制度をいい、平成 27 年 4 月から実施されています。

子ども・子育て関連 3 法

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

新制度の目的・内容

新制度の目的は、次の 3 つとされています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

新制度の内容は、次のとおりです。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供のために

幼児教育と保育を一体的に提供する（幼稚園と保育所の機能を併せもつ）認定こども園の普及のため、認可・指導監督の一本化など制度の改善を図るとされています。具体的には、認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の認定こども園について見直しを行い、これまで複雑であった設置の手続きを簡素化するほか、行政からの指導・監督や財政措置が一本化されます。

2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善のために

市町村は、地域のニーズを踏まえ「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、新設される地域型保育事業（※）を組み合わせることで計画的に整備することとされています。また、認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度を統一するとともに、地域型保育事業（※）の給付制度を創設するなど、教育・保育に対する財政措置の充実を図ることとされています。

※「地域型保育事業」 3 歳未満の少人数の子どもを保育する次の 4 事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実のために

地域における子育て支援に関するニーズに対応するため、「利用者支援」など新たな事業の創設や「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などすでにある事業の充実を図ることとされています。